

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等の改定 及び 全国知事会災害対策本部等設置要綱の策定について

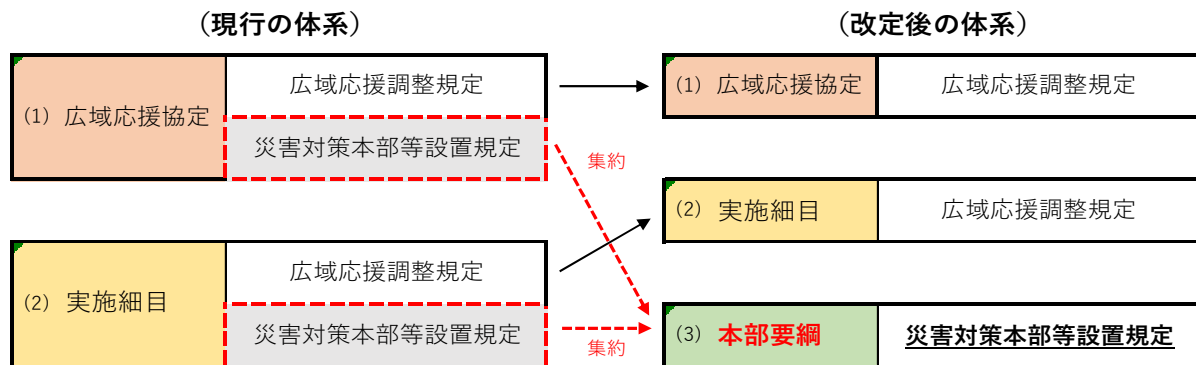
令和 3 年 10 月 29 日

全国知事会

1 趣旨

- 大規模・広域自然災害へ適切に対処するとともに、国の制度改正や災害状況等に応じた臨機応変な体制構築のため、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「広域応援協定」という。）」の改定及び「災害対策本部等設置要綱（以下「本部要綱」という。）」の策定を行う。
- 現行の広域応援協定の 2 本立て構成（①広域応援調整規定、②災害対策本部等設置規定）から、②の規定を新たに策定する本部要綱に集約し、柔軟な見直しができる構成とする。
- また、自然災害の激甚化や頻発化等を踏まえ、災害対策本部等の設置基準を見直す。

2 作業方針



(1) 協定

- ・ 災害対策本部等設置規定（第 4～6 条関係）を (3) 要綱に集約する
- ・ 関係県知事（※）による記名（自署）方式を見直す
⇒ 事務手続き効率化の点から記名（自署）方式を見直し、関係県には協定改定に係る「承諾書」様式の提出を求め、知事の記名に代える

※ 全国知事会長、危防特委員長、東日本大震災復興協力本部長、各ブロック知事会長（7 名）が記名

(2) 実施細目

- ・ 災害対策本部等設置規定（第 3・4 条関係）を (3) 本部要綱に集約する

(3) 本部要綱

- ・ (1) 及び (2) の災害対策本部等に関する規定を集約、その他必要箇所を改定する
- ・ 災害対策本部等の設置基準の見直し
⇒ 災害対策都道府県連絡本部設置基準に「顕著な大雨に関する情報」を追加
⇒ 緊急広域災害対策本部の設置基準に、「本部長（全国知事会長）が必要と認める場合」を追加（単独県でも被害が甚大な場合等には設置可能となる）

3 スケジュール

- 10 月 29 日 危機管理・防災特別委員会開催 (1)～(3)の内容確定
- 11 月上旬 関係県へ協定改定に係る承諾書様式提出依頼を发出 (11 月下旬期限)
- 12 月上旬 都道府県知事あて通知发出・協定 (写) 送付